

福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等 減免事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、認可外保育施設が行う保育料等減免事業に要する経費に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第2条 補助金は、認可外保育施設が新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記の(1)及び(2)の事由により、利用料を減額した場合に要する経費に交付するものとし、算定方法及び補助率等は別表のとおりとする。（ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）

なお、事業実施期間及び補助対象者については、知事が別に定めるものとする。

- (1) 緊急事態宣言等により、登園自粛の要請や休園を行った場合
- (2) 児童等が新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者となり休園した場合

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 対象施設等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

2 対象施設等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の20%以内の減額、又は交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の20%以内の増額とする。

2 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告又は調査)

第9条 知事は、必要と認めた場合は、補助事業の遂行の状況について報告を求め又は調査することができる。

2 対象施設等は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金事業完了報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金実績報告書(第5号様式)に関係書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金交付の決定の通知を受けた対象施設等は、補助事業が完了した場合は、福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金交付請求書(第6号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 市町村は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金

に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入額向上税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第13条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和2年4月1日から適用するものとする。

別表（第2条関係）

認可外保育施設に入所する児童の利用料の減免

区 分	補助対象経費	算定式	補助率
0歳児～5歳児	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、認可外保育施設が下記の(1)及び(2)の事由により、利用料を減額した場合に要する経費</p> <p>(1) 緊急事態宣言等により、登園自粛の要請や休園を行った場合</p> <p>(2) 児童等が新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者となり休園した場合</p>	<p>月額利用料（施設等利用給付費〔無償化給付分〕及びその他の収入〔市町村からの補助金等〕を差し引いた額）</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">月の利用契約日のうち <u>利用料を減額する日数</u> 月の利用契約日数 </p>	<p>10 / 10</p>

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

令和 年度福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等
減免事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金 円を交付して下さるよう申請します。

記

1 事業名

令和 年度福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業

2 添付資料

- (1) 福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金所要額調書（別表1）
- (2) 当該事業に係る収支予算（見込）書抄本
- (3) その他参考となる書類

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

令和 年度福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等
減免事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

下記により福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第3号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

令和 年度福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免
事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった福島県認可
外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金について、金 円
を概算払により交付して下さるよう請求します。

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第4号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

令和 年度福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等
減免事業費補助金事業完了報告書
このことについて、下記のとおり完了したので報告します。

記

事業名	令和 年度福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業
交付決定年月日	年 月 日付け福島県指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

令和 年度福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免
事業費補助金実績報告書

令和 年度において、下記のとおり福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 添付資料

- (1) 福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金精算書（別表2）
- (2) 当該事業に係る収支決算（見込）書抄本
- (3) その他参考となる書類

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第6号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

令和 年度福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免
事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった福島県認可
外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金について、下記により
金 円を交付して下さるよう請求します。

記

事 業 名	令和 年度福島県認可外保育施設新型コロナウイルス 緊急対策保育料等減免事業
事 業 費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A) - (B) - (C)	円

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除報告書

令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあったこの事業について、福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記により報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税相当額（A）	円
消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額（B）	円
補助金返還相当額（B）－（A）	円

注1：用紙の大きさは、A列4番とすること。

注2：参考となる資料を添付すること。

令和 年度福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金所要額調査書

【令和 年月分】		施設名										備考		
対象児童名	対象児童の年齢	月額利用料	施設等利用給付費 (無償化分) 0~2歳：42,000円/月 3~5歳：37,000円/月	その他の収入 (市町村からの補助 金等)	対象月額利用料 (①-②-③)	月の利用 契約日数	⑤	利用料を減 額する日数	⑥	事業に要する 経費 (減額分) ④×(⑥/⑤)	⑦	⑧	県補助金所要額 (⑦と⑧を比較して 低い方の額) (千円未満切り捨て)	⑨
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
	計										0	0		

令和 年度福島県認可外保育施設新型コロナウイルス緊急対策保育料等減免事業費補助金清算書

対象児童各 対象児童の 年齢	月額利用料	施設等利用料 （無償化分） 0～2歳：42,000円/月 3～5歳：37,000円/月	その他の収入額 （市町村からの補助 金等）	対象月額利用料 （①-②-③）	月の利用 契約日数	利用料を減 額する日数	事業に要する 経費 （減額分） ④×（⑥/⑤）	保護者に減額する額	県補助金所要額 （⑦と⑧を比較して 低い方の額） （千円未満切り捨て）	県補助金 交付決定額	県補助金 受入済額	差引 過不足額 （⑩-⑪）	備考	
														①
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
計									0				0	